

○戸田市学童保育室施設等整備費補助事業実施要綱

平成24年

市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、市内で放課後児童健全育成事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）を実施するものに対し、予算の範囲内において戸田市学童保育室施設等整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付し、放課後児童健全育成事業の進展を図ることを目的とする。

2 前項の補助金の交付手続等に関しては、戸田市補助金等交付規則（平成21年規則第6号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

3 この要綱において「学童保育室」とは、放課後児童健全育成事業を実施する場所である放課後児童クラブで、市内に設置されるもの（市により設置されるものを除く。）をいう。

(事前協議)

第2条 補助を受ける希望のある者は、次に掲げる書類をもって放課後児童健全育成事業主管課長と協議しなければならない（環境整備費補助を除く。）。

- (1) 協議書
- (2) 経営状況に関する書類（別表第1）
- (3) 建設予定の建物の配置図及び平面図
- (4) 部屋別の室名、用途及び面積が記載された書類
- (5) 整備費費目別内訳書
- (6) 整備を行う際に、用地の買収又は借用を行う場合は、用地の確保を担保できることを証明する書類
- (7) 社会福祉法人調書（社会福祉法人のみ）
- (8) その他市長が必要と認める書類

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、別表第2に定める施設整備費（以下「施設整備費」という。）及び同表に定める環境整備費（以下「環境整備費」という。）に係る事業とする。ただし、次に掲げる費用については補助の対象としない。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効果的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (3) 職員の宿舍に要する費用
- (4) 門、囲障、構内の雨水排水設備、構内通路等の外構整備に要する費用
- (5) 交付規則第9条第1項の規定により交付の決定をする前の備品及び設備の購入に要する費用
- (6) その他整備費として適当と認められない費用
（補助対象者）

第4条 補助の対象となる者は、社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、学校法人、株式会社、合同会社、有限会社及び特定非営利活動法人とする。

（補助金の額及び交付時期）

第5条 補助金の額は、施設整備費にあっては別表第2の第4欄に定める補助基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、この額と第2欄に定める整備区分の総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額（その費用のための寄附金があるときは、その寄附金の額は控除しないものとする。）とを比較して少ない方の額に、第6欄に定める市の負担割合を乗じて得た額の範囲内で市長が定める額とし、環境整備費にあっては別表の第4欄に定める補助基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額の範囲内で市長が定める額とする。ただし、これらの額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付時期は、別表第2に定めるとおりとする。

（申請の期限）

第6条 補助金の申請期限は、市長が別に定めるものとする。

（補助金等交付申請書に添付する書類）

第7条 交付規則第8条第1項の補助金等交付申請書に添付する書類は、交付規則に定めるもののほか次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に不要と認める書類については、この限りでない。

- (1) 建設予定の建物の配置図及び平面図

- (2) 部屋別の室名、用途及び面積が記載された書類
 - (3) 備品購入計画書
 - (4) 備品の見積書及びカタログ等の写し
 - (5) 経営状況に関する書類（別表第1）
 - (6) 整備を行う際に、用地の買収又は借用を行う場合は、用地の確保を担保できることを証明する書類
- （補助金等交付決定通知に加える条件）

第8条 市長は、交付規則第10条第2項に規定するところにより、補助金の交付決定に際し、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業等に要する経費の配分を変更する場合は、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容のうち、次に掲げるものを変更する場合は、市長の承認を受けなければならない。
 - ア 建物の規模又は構造（施設の規模を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
 - イ 建物等の用途
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 事業を行うために、建設工事の完成を目的として契約するいかなる契約においても、契約の相手方は当該工事を一括して第三者に請け負わせてはならない。
- (8) 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (9) 補助金の交付目的と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄附金

分配金又は公益財団法人JKA若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならない。

(10) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）第19条の規定により知事が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに本補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

(11) 補助決定事業者（以下「事業者」という。）は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前期の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は補助金等の交付手続等に関する規則第19条の規定により、知事が別に定める期間を経過するいずれかの長い日まで保管しなければならない。

(12) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合には、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

(13) 前号前段の規定による報告があった場合は、当該報告に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。

(14) 次のいずれかに該当する場合は、事業者は市に補助金を返還しなければならない。

ア 事業者が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は事業者の役員等（以下「役員等」という。）が暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用する等しているとき。

ウ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

オ 事業を実施するに当たり、事業者が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方がアからエまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

カ 事業を実施するに当たり、事業者が、アからエまでのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（オに該当する場合を除く。）に、市が事業者に対して当該委託契約等の解除を求め、事業者がこれに従わなかったと認められるとき。

(15) 市長又は市の委託を受けた代理者は、必要と認めるときは、補助決定事業者の施設の設備又は運営について調査することができる。

(16) 補助決定事業者は、本事業に係る書類の作成、その他本補助金の交付条件に基づき必要とする一切の費用を負担すること。

（実績報告の期限）

第9条 交付規則第16条の実績報告は、当該補助事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、当該承認通知を受理した日）から起算して1箇月を経過した日又は当該事業年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２６年１１月１９日から施行し、改正後の戸田市学童保育室運営等事業費補助事業実施要綱の規定は、平成２６年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２８年１２月６日から施行し、改正後の戸田市学童保育室運営等事業費補助事業実施要綱の規定は、平成２８年４月１日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成３０年１２月１２日から施行し、改正後の戸田市学童保育室施設等整備費補助事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定（第４条の規定を除く。）は、平成３０年４月１日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱による新要綱第４条の規定は、平成３１年度に係る補助事業について適用し、平成３０年度に係る補助事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年１２月２４日から施行し、平成３１年４月１日から適用する。

附 則（令和３年３月３０日）

この要綱は、令和３年３月３０日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附 則（令和３年１２月１０日）

この要綱は、令和３年１２月１０日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

附 則（令和５年３月２３日）

この要綱は、令和５年３月２３日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

附 則（令和６年３月４日）

この要綱は、令和６年３月４日から施行し、改正後の戸田市学童保育室施設等整備費補助事業実施要綱の規定は、令和５年４月１日から適用する。

別表第１（第２条及び第７条関係）

経営状況に関する書類

基準	提出書類
----	------

円滑な事業運営が可能であること。 事業実施のための専用施設を有するか、又は継続的な貸与が見込まれること。 学童保育室事業の実績があるか、又は当事業実施が十分見込まれること。 事業の継続運営が可能であること。	賃貸借契約書等 事業経歴書 その他市長が必要と認める書類
組織的に法人運営を行っていること。 法人格を有すること。 一定の組織及び方針のもとに運営されていること。 納税義務等、法令が遵守されていること。 法人として地域貢献の実績があること。	登記簿謄本（登記事項証明書） 定款又は寄附行為 納税証明書 社会保険料納付証明書
経営状態が健全であること。 債務超過になっていないこと。 経営状況に不安定な要因が認められないこと。	貸借対照表（直近３カ年分） 損益計算書又は収支計算書（直近３カ年分） 勘定科目明細書（直近３カ年分） 確定申告書関連書類一式（写し）（直近３カ年分） 預金残高証明書 借入金残高証明書（借入金がある場合） 財産目録

別表第２（第３条及び第５条関係）

整備費補助額算定基準

1 補助区分	2 整備区分	3 種目	4 補助基準額等	5 対象経費	6 負担割合	7 交付時期
施設	創設	本體工	３１，２９８千円	放課後児童クラ	市 ２／	登記完

整備 費補 助	及び 改築	事費	ただし、令和 5 年 8 月 22 日こ成事第 462 号こども家庭庁成育局長通知「子ども・子育て支援施設整備交付金に係る施設整備の取扱いについて（以下「通知」という。）」の第 1 による、新・放課後子ども総合プラン（平成 30 年 9 月 14 日厚生労働省子ども家庭局長、文部科学省生涯学習政策局長連名通知）に基づく学校敷地内等における創設又は改築を行う場合 62, 596 千円 一部改築については、通知の第 2 により算出されたものを基準額とする。	ブの創設及び改築整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等を行い、その額は工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度とする。以下同じ。）並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費（PFI 事業及び既存建物を買収することが建物の新築するこより効率的であると認められる場合に限る。）	3 設置者 1 / 3 （通知の第 1 の 2 に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合） （市 3 / 4） （設置者 1 / 4） 【放課後児童クラブ整備促進事業として待機児童解消のため放課後児童クラブの整備を行う場合】 【市 3 / 4】	了後。 ただし、工事が複数年度にわたる時は、各年度の事業完了検査後
		賃借料	7, 271 千円	新たに土地を貸		

	加算		借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用	【設置者 1 / 4】
	特殊付帯工事費	18,833千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費	
	解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 1,661千円 2 改築に際して仮施設を整備する場合 2,473千円 3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮設設備を整備する場合は、通知の第2の2により市長が必要と認めた額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	
	拡張			
	本体工事費	市長が必要と認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	放課後児童クラブの拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	
	賃借料加算	7,271千円	新たに土地を貸借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用	

				(施設の拡張により必要となる部分に限る。)		
		特殊付帯工事費	18,833千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費		
	大規模修繕	本体工事費	通知の第4の3により市長が必要と認めた額とする。	放課後児童クラブの大規模修繕に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費		
		特殊付帯工事費	18,833千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費		
		仮施設設整備費	大規模修繕に際して仮施設設を整備する場合は、通知の第4の3により市長が必要と認めた額とする。	仮施設設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費		
環境整備費補助	設置促進		1 開所準備経費 (礼金及び開設前月分賃借料。以下同じ。)を含まない場合 12,000千円 2 開所準備経費を含む場合 12,600千円	高学年児童の受入れ等による定員数の増加又は新たな放課後児童健全育成事業の実施に伴う、既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入に必要な経費		事業者が、設置促進に係る施工完了後
	環境		1,000千円	新たに学童保育		事業者

	改善		室を創設し、事業 の実施に要する費 用で、一品当たり の購入単価が10 千円以上の備品の 購入費、冷暖房、 給水、防犯等の設 備の購入費	が、環 境改善 に係る 支払完 了後
--	----	--	---	--------------------------------

注 環境整備費補助にあつては、事業を行う場所1か所につき1回に限る。